

昌寧郡靈山面『犯罪人名簿』解題と『犯罪人名簿』

三輪, 宗弘
九州大学 : 教授

<https://doi.org/10.15017/7172164>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 39, pp.103-115, 2024-03-25. 九州大学附属図書館
付設記録資料館産業経済資料部門
バージョン :
権利関係 :



【資料紹介】昌寧郡靈山面『犯罪人名簿』解題と『犯罪人名簿』

三 輪 宗 弘

今回資料紹介する『犯罪人名簿』は、二〇二三（令和五）年八月七日に国家記録院釜山支所のスタッフが昌原（チャンオン）市からPDFで取り寄せ、小生の手持ちのUSBにPDFを取り込み、提供してくれたものである。黒の太い線が中央部にあり、住所欄や本名欄に重なっている。おそらくマイクロフィルムからPDFを作成したのであろう。『犯罪人名簿』（靈山面）に関心を持った経緯を振り返ろう。

筆者が前年の二〇二二年九月二十九日に釜山の国立日帝強制動員歴史館に足を運んだ折に、徴用を拒んだものへの処罰の証拠として映像がスクリーンに流されていた。処罰が事実ならば、極めて重要な資料であると思い、原本の所在の確認がひよっとできると考えられないと考え、翌日朝一番で国家記録院釜山支所に向かった。昨日デジタルカメラで撮影した「犯罪人名簿」をスタッフに見せ、原本が国家記録院に所蔵されていないか尋ね、探していただいた。何らかのヒントが得られればそれで十分で、何かわかれば大成功であると思料していた。丁重な儀礼の末に、手ぶらで帰路につくことは避けたかった。これはソウルの日帝強制

動員被害者支援財団本部でつい先日、事前に調査報告書の閲覧希望の連絡を入れたのにもかかわらず、この種のおもてなしを受けたばかりであったからである。また釜山の国立日帝強制動員歴史館でも、事前に書簡やFAXを送っていたのにもかかわらず、慇懃無礼な態度に終始し、女性スタッフに対応させるだけの、韓国流のおもてなしを受ける羽目になったことが、まさに前日だったからである。

豈図らんや、国家記録院の親切なスタッフは、PC画面をみながら、八方手を尽くして探してくれたが、所蔵の確認が出来ず、小生の了解を取ってから、国立日帝強制動員歴史館に電話をかけ、その上で私に国家記録院には所蔵されていないと説明してくれた。これは大事なことだと思っただけで、英語で、「国家記録院には所蔵されていないのですね」と念押しを入れた。「国家記録院には所蔵されていない」ということがわかっただけでも意味があった。^①ひよっとするとまたまたデタラメインチキナ資料^②図4を掲げているかもしれないと、頭をよぎった。

これはきちんと全部デジタルカメラで撮影しておかなければいけない

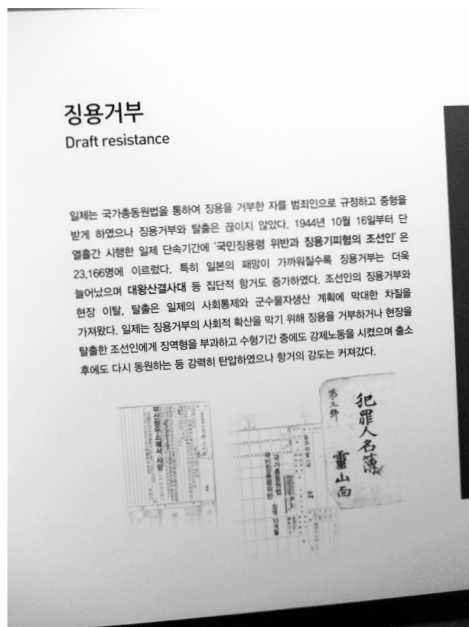


図1 国立日帝強制動員歴史館のパネル展示、犯罪人名簿（Draft resistance、2019年9月25日撮影）

と思い、中一日置いて、国立日帝強制動員歴史館を訪ね、映像をカメラに証拠として残そうと思ったが、関連の映像が削除されて、見つからない。『犯罪人名簿』の資料がスクリーンに出てこないことがわかった。

翌年の八月六日に再度確認に行ったが、映像装置そのものが取り外されていた。撤去するならばきれいさっぱり撤去すればいいものを、コードなどが出たままであった。また新たな別の映像を流せるように完全撤去しなかったのかもしれない。

犯罪人名簿の二枚（正しくは一枚）がプリントアウトされ貼られている。表紙（二〇一九年九月二五日にはあったが、二〇二三年八月六日にはない）も入れれば三枚である（図1と図2を参照されたい）。三枚のプリントアウトは『国立日帝強制動員歴史館 常設展示図録』（原文ハンダール、二〇一六年一三〇頁、ISBN 979-11-959346-0-7）に掲載され（図3）、

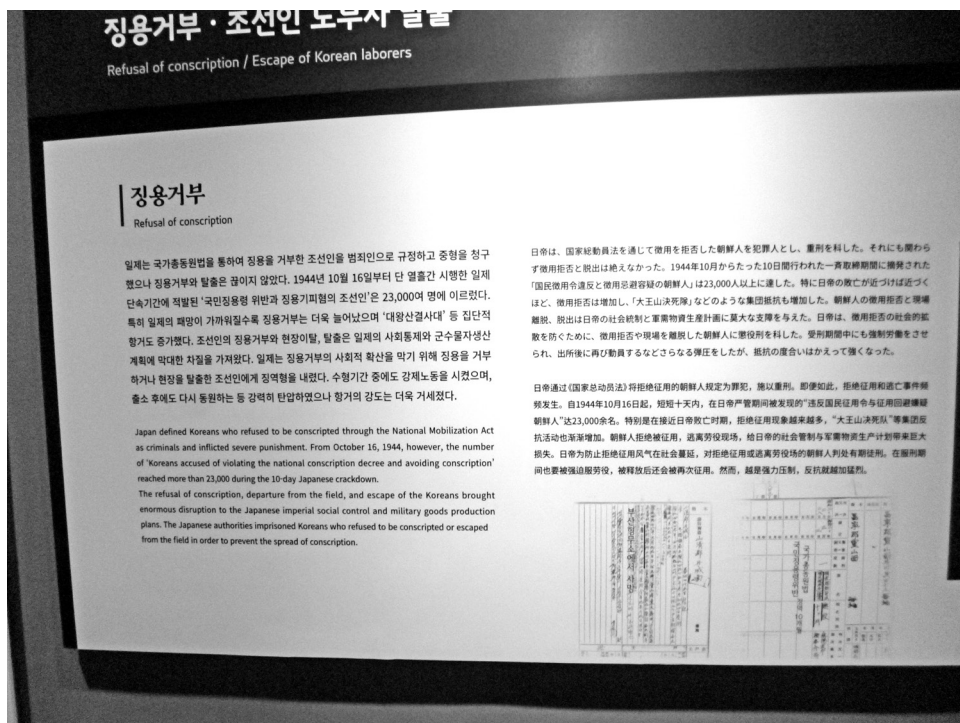


図2 国立日帝強制動員歴史館のパネル展示、犯罪人名簿（Refusal of conscription、2023年8月6日撮影）

同書には「微用忌嫌疑」が二三一六六人と書かれているが、根拠は記されていない。この数字の根拠を調べなければならないが、何も知らない読者が読めば、『犯罪人名簿』が根拠だろうと思うであろう。プリントアウトされ、掲げられていたプリントアウトの二枚のうちの左の一枚には本籍が書かれ、「慶尚南道山清郡丹城面」と記されている。これは昌寧郡靈山局の本籍とは無関係であるから、『犯罪人名簿』には載っていない。まさに「羊頭狗肉」のオンパレードである。パネル展示の図1の英語スぺル「Draft resistance」と表1の「賭博一覽」を比べられたい。スクリーンの映像を削除したならば、展示も一緒に削除しなければ意味がないが、

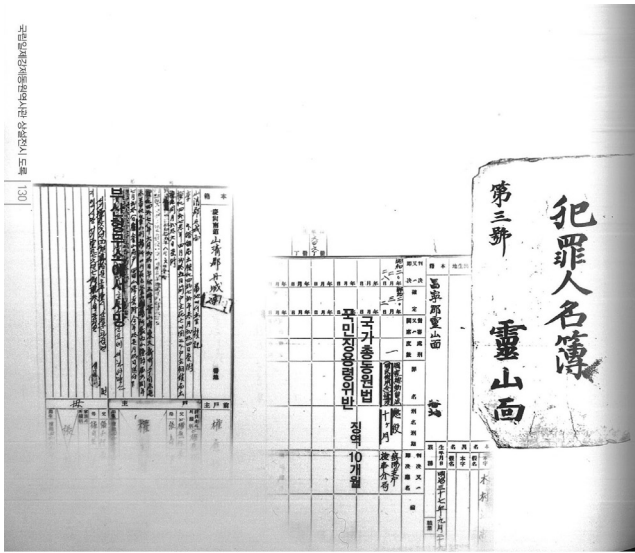


図3 『国立日帝強制動員歴史館 常設展示図録』(130頁下段)

『国立日帝強制動員歴史館 常設展示図録』としてすでに刊行しており、痕跡はスクリーンのように消し去ることはできない。本籍が慶尚南道の資料も探し出し、その内容を確認しなければならない。小生の次の課題である。筆者の問い合わせに対して、国家記録院には所蔵していないとの返事があった。

昌寧郡靈山面『犯罪人名簿』からわかることは、朝鮮、内地、樺太、中国において、何らかの犯罪の判決で有罪となった場合、本籍のある面（日本の市町村）に通知が行くということである。「犯罪人名簿」は他の面でも作成されたはずである。同じような書式で書かれた『犯罪人名簿』は国家記録院で閲覧できることが最近わかった。また日本の裁判所に移入労務者や徴用工の裁判記録³が残っているであろうが、個人情報保護の壁で開示は難しいだろう。さて資料の解説に入ろう。

表で同一人物の場合、「処刑度数」が「一」が多い中、「二」と書かれている場合がある。継続用紙番号五八九の場合、戦時中に昌寧警察署で「国家総動員（価格統制令）違反」の判決を受けている。罰金は三〇円と一〇〇円である。継続用紙番号五九二は戦時中の一九四三年八月一日に国家総動員法（価格統制令）違反で罰金三〇円の判決を昌寧警察署で受け、二度目が敗戦（光復）後の一九四六年九月に賭博で罰金四五〇円を昌寧治安官裁判所から言い渡されている。継続用紙番号五九三のケースは、昌寧警察署で「国家総動員法（価格統制令）違反」の判決を受け、一年三ヵ月後に密陽裁判所において賭博で罰金五〇円という刑を受けている。用紙番号六〇二は麻薬取引で罰金二〇〇円と懲役六ヶ月が在天津日本帝国総領事館から言い渡されている。用紙番号六〇九は戦時中と戦後の犯罪で、賭博で罰金二〇〇円であり、戦後一九四七年一月

二九日の「中央食糧規制■第五号違反」で罰金三〇〇〇円である。密陽支所で判決が下されている。用紙番号五八四と六四〇の晋〇△（田中〇〇〇）は賭博参集と賭博で「科料一〇円」と「罰金一〇〇円」が長野県の松本区裁判検事局で下されている。六四一の兄であろう晋〇▲（田中〇〇〇）は賭博で「罰金一〇〇円」が同日の一九四四年一月二〇日に判決が下りている。用紙番号六四四は戦時中の和歌山区裁判所で一九四四年一月二八日に食糧管理法違反で罰金一〇〇円が言い渡され、韓国に戻った後釜山地方検事局（ハングル）で罰金「一〇〇〇〇円」が科されている。同じように日本と韓国での犯罪が記載されているのが、用紙番号六六五の市川〇〇（裴〇〇）で、愛知県豊橋区裁判所検事局で国家総動員法違反で罰金二五〇〇円科され、大邱地方検事局（ハングル）で罰金二〇〇〇〇ウォンの支払いを命ぜられている。今回後半部分の戦後の「犯罪人名簿」を割愛したが、同じ人物の場合、同じ用紙に追記されるために、日本と韓国での犯罪が記載され、そのために本稿でも拾うことになった。用紙番号五八四と六四〇の晋〇△は同じ人物であるが、別の用紙番号である。用紙番号六四〇に処刑度数「二」とあるから、二回目の犯罪である。用紙番号六三五は処刑度数が「六」とあるが、一件しか記載がない。木更津裁判所の判決で賭博罪で「罰金三〇〇円」と書かれている。

罪名で圧倒的に多いのが表1「賭博」の三五件である。戦時中の罰金額は三〇〇円から一〇円（科料）までばらつきがあるが、賭博にかけた金額（回数）に応じているのだろう。「価格統制令違反」も一二件あり、酒税法違反も一〇件数え、罰金五〇〇円から罰金一〇円と幅がある。濁酒の製造量に関係しているのだろう。「麻薬」は三件（一人が二回検挙）

で、内地や朝鮮ではなく中国の山東省と天津である。懲役六ヶ月と罰金二〇〇円である。

罪の重い「懲役」の罪名と刑期を拾って刑期の長い順に並べると左記の通りである。

- ① 戦時住居侵入戦時強姦（七年）
- ② 戦時住居侵入戦時窃盗（三年）
- ③ 戦時窃盗（一年六ヶ月）、公私文書隠造行使詐欺暴利行為（一年六ヶ月）
- ④ 治安維持法（一年六ヶ月、執行猶予三年）
- ⑤ 国家総動員法価格等統制令違反（二ヶ年）、窃盗（短期一年、長期三年）
- ⑥ 窃盗（一〇ヶ月）
- ⑦ 国家総動員法（国民徴用令）違反（一〇ヶ月）、国家総動員法（国民徴用令）違反（懲役一〇ヶ月）、国家総動員法勤労動員違反（一〇ヶ月）、国家総動員法勤労動員違反（二〇ヶ月）、国家総動員法（国民勤労動員）（二〇ヶ月）（傍線 引用者）
- ⑧ 窃盗（八カ月、留置八九日？）
- ⑨ 麻薬等取締令違反（六ヶ月）、麻薬違反（六ヶ月）
- ⑩ 傷害（四カ月、執行猶予三年）
- ⑪ 国家総動員法違反（一ヶ月）（傍線 引用者）

継続用紙番号六四六と六四七の「国家総動員法（国民徴用令）違反（懲役一〇ヶ月）」は同日（判決一九四五年二月二十八日、確定三月二日）であり、同じ密陽支庁検事分局での判決である。また継続用紙番号六六四

と六六七の国家総動員法（国民勤労働員）違反（懲役一〇ヶ月）は、判決が一九四五年七月十一日であり、確定が七月十三日と同じであり、密陽支庁検事分局で判決が下されている。裏付けは取れないが、本人でなく替え玉が徴用もしくは勤労働員にすり替わったからではないだろうか。内地ではなく、おそらく朝鮮内での徴用か動員であろう。継続用紙番号六六一は職業が「農業」で国家総動員法（国民勤労働員）違反（懲役一〇ヶ月）に問われた。密陽支庁検事分局での判決が一九四五年五月三十一日であり、確定が六月十一日である。情報量が少ないので、詳細は不明であるが、罪名からわかることは朝鮮内での勤労働員に従わなかったということである。用紙番号六三四の日本の姫路区裁判所で炭焼夫が「国家総動員法」違反で一ヶ月の懲役刑を下されているが、懲役刑である。詳細は不明であるが、徴用か勤労働員に違反したのであろう。

前述したが、国立日帝強制動員歴史館の展示では継続用紙番号六四六が徴用や動員に抵抗した証拠として拡大コピーされ、またスクリーンに映し出されていた（映像は後日削除された）。霊山局では一九四三（昭和一八）年、一九四四年の二年間は「国家総動員法（国民徴用令）違反」「国家総動員法（国民勤労働員）違反」がなく、検挙されていない。

他の資料を挟む。一九二六（大正一五）年の内地での朝鮮人の罰金刑の統計であるが、名古屋区裁判所の処分数の統計がある。愛知県に朝鮮人が大正一五年現在で九八九七にいる中で処分内訳は以下の通りである。⁵⁾

窃盗二九 賭博九五 傷害三一 其外一三

表 1 賭博一覧

罪名	罰金額(円)	判決場所	判決年月日	付記
賭博参集	10	松本区裁判所検事局	1943年10月22日	晋〇△、1回目
賭博	20	大阪区裁判所検事局	1941年2月17日	
賭博	20	津山区裁判所	1944年6月6日	
賭博	30	横浜裁判検事局	1942年6月1日	
賭博	30	山口区裁判所検事局	1943年8月23日	
賭博	30	東京区裁判所検事局	1943年10月31日	
賭博	30	馬山警察署	1944年6月26日	
賭博	30	松江区裁判局	1944年7月29日	
賭博	30	木更津裁判所	1944年9月30日	6回目？
賭博	50	神戸区裁判所検事局	1943年8月31日	
賭博	50	神戸区裁判所検事局	1943年8月31日	
賭博	50	神戸区裁判所検事局	1943年8月31日	
賭博	50	釜山地方法院密陽支所検事分局	1944年3月25日	
賭博	50	密陽裁判所	1944年9月14日	本籍山東省
賭博	50	密陽裁判所	1944年9月14日	
賭博	50	和歌山区裁判所検事局	1944年11月25日	
賭博	50	釜山地方法院密陽支所検事分局	1944年11月29日	
賭博	50	広島区裁判所	1944年12月28日	
賭博	50	昌寧警察署	1945年2月9日	

賭博	50	昌寧警察署	1945年2月9日	
賭博	50	昌寧警察署	1945年2月9日	
賭博	80	富山区裁判所検事局	1945年2月16日	
賭博	100	昌寧警察署	1945年2月9日	
賭博	100	釜山地方法院密陽支所検事分局	1944年3月25日	
賭博	100	釜山地方法院密陽支所検事分局	1944年3月25日	
賭博	100	五條区裁判所	1944年5月2日	
賭博	100	松本区裁判検事局	1944年11月20日	晋○▲
(賭博か?)	100	松本区裁判検事局	1944年11月20日	晋○△、2回目
賭博	100	眞岡区裁判所	1945年3月4日	樺太
賭博	100	脇町区裁判庁検事局	1945年6月29日	
賭博	200	釜山地方法院密陽支所検事分局	1944年3月25日	
賭博	200	密陽裁判所	1944年9月14日	
賭博	200	(密陽裁判所か?)	1944年9月14日	
賭博	300	密陽裁判所	1944年9月14日	
賭博	450	昌寧治安官審判所	戦後、帰鮮後か	金○○

註1：10円は料料とあるが、罰金とした。

註2：晋○△、2回目は賭博に入れた。

註3：1944年9月14日の空欄は密陽裁判所と推定した。

註4：西暦で表記した。太字は引用者による。

件数が多い賭博について具体的に眺めよう。「表1 賭博一覧表⁶⁾」を作成した。一九四一年から一九四三年の三年間は内地だけで朝鮮では検挙されていない。一九四一年は一件(大阪区)翌一九四二年は一件(横浜)と少ない。一九四三年は六件(松本区、山口区、東京区、神戸区が三件)である。一九四四年が一五件で朝鮮が一〇件(密陽支所検事分局五件、密陽裁判所五件)で、内地が五件(和歌山区、広島区、五條区、松本区が二件)である。一九四五年は七件で、朝鮮が四件(昌寧警察署四件)で内地が二件で、樺太が一件である。前述したが、戦後賭博で検挙された金○○を最後に掲げたが、戦時中ではないので総件数の三五から一引いて戦時中は三四件とする。同日に判決を受けているのは、一九四三年八月三十一日の神戸の三件(五〇円、住所と本籍が同じなので、二人は兄弟)、一九四四年三月二十五日の密陽の四件(五〇円、一〇〇円。一〇〇円、二〇〇円)、同年九月十四日の密陽裁判所の五件(五〇円、五〇円、二〇〇円、二〇〇円、三〇〇円、罪名が空欄の一件も入れた。一名は本籍欄が山東省となっている。⁷⁾である。十一月二十日は二件で、二人とも罰金一〇〇円である。右で書いたが、罪名が空欄の一名は同年十一月二十日の長野県松本で判決を受けた晋○△⁸⁾であるが、兄弟一緒に賭博罪で検挙されたのであろう。一九四五年二月九日には昌寧警察署で四名(五〇円、五〇円、五〇円、一〇〇円)が一斉に検挙されたのであろう。判決地をみると、内地が一七であり、朝鮮が一五で、樺太が一である。

酒税令違反関係が一〇件、価格統制令関係が二件、窃盗関係が八件、国民徴用令・勤労動員違反が五件、国家総動員法違反が八件である。森林令違反が四件、食糧管理法関係が三件、麻薬が中国(済南と天津)で

三件である。屠場規則違反は二件である。治安維持法違反は一件である。⁽⁶⁾
失火一件、古物商取引違反一件である。

資料 昌寧郡靈山面『犯罪人名簿』

No	続用紙	住所	本籍	本名	異名	生年月日	職業	判決文ノ判決	確定	処罰度数	罪名	刑名刑期	判決文ノ判決庁名
1	577	兵庫県伊丹市 (以下略)	昌寧郡靈山面 C 五六五番地	金本〇〇		1923年10月26日		1943年 8 月31日	1943年 8 月31日	1	賭博	罰金五十円	神戸区裁判所検事局
2	578	兵庫県伊丹市 (以下略)	昌寧郡靈山面 C 五六五番地	金本〇〇		1921年 4 月19日		1943年 8 月31日	1943年 8 月31日	1	賭博	罰金五十円	神戸区裁判所検事局
3	579	昌寧郡靈山面 A 一三〇番地	昌寧郡靈山面 C 五三八番地	山地〇〇		当52年【年齢カ】		1944年 1 月14日	1944年 2 月 1 日	1	酒税令違反	罰金百八十円	密陽文庁検事局
4	580	山口県防府市 (以下略)	昌寧郡靈山面 F 里五三八番地	成本〇〇〇		1907年 1 月24日		1943年 8 月23日	1943年 9 月 2 日	1	賭博	罰金三十円	山口区裁判所検事局
5	581	兵庫県川辺郡 (以下略)	昌寧郡靈山面 C 五六一六番地	山本〇〇〇		1923年11月 8 日		1943年 8 月31日	1943年 8 月31日	1	賭博	罰金五十円	神戸区裁判所検事局
6	582	岩手県上関伊郡 (以下略)	昌寧郡靈山面 B 二二二番地	河野〇〇		1903年10月25日		1943年12月27日	1944年 1 月17日	1	古物商取締違反	罰金二十円	遠野区裁判所検事局
7	583	京都市石京区 (以下略)	昌寧郡靈山面 C 四六三番地	松山〇〇		1913年 1 月25日		1943年11月21日	1943年12月 3 日	1	国家総動員法違反	罰金五百円	京都区裁判所検事局
8	584	長野県松本市 (以下略)	昌寧郡靈山面 G 一六〇番地	晋〇△		1911年 4 月 5 日		1943年10月22日	1943年11月 2 日	1	賭博参集	科料十円	松本市裁判所検事局
9	585	山東省德県柴市街四〇号	昌寧郡靈山面 F 九一八番地	木下〇〇		当34年【年齢カ】		1943年 6 月19日	1943年 6 月19日	1	中華民国ニ於ケル麻薬等取締令違反	懲役六ヶ月	在清南日本帝國総領事館
10	586	大阪市西成区 (以下略)	昌寧郡靈山面 D 二九番地	宮本〇〇		1918年12月17日		1941年12月17日	1942年 1 月 7 日	1	賭博	罰金二十円	大阪区裁判所検事局
11	587	大分県直入郡 (以下略)	昌寧郡靈山面 H 一〇二番地	金宮〇〇		1899年 1 月12日		1944年 1 月19日	1944年 2 月 1 日	1	大分県雑穀検査規則違反	罰金二十円	竹田区裁判所検事局
12	588	【神奈川県】川崎市 (以下略)	昌寧郡靈山面 A 一〇六番地	平山〇〇		1918年 4 月18日		1943年10月31日	1943年12月18日	1	賭博	罰金三十円	東京区裁判所検事局
13	589		昌寧郡靈山面 A 巷五七番地	許〇〇		1902年 5 月12日		1943年 7 月 1 日	1943年 7 月 5 日	1	国家総動員法 (価格統制令) 違反	罰金三十円	昌寧警察署
14	589		昌寧郡靈山面 A 巷五七番地	許〇〇		1902年 5 月12日		1945年 5 月25日	1945年 5 月25日	2	右全	罰金百円	右全
15	590	【福岡県】若松市 (以下略)	昌寧郡靈山面 D 巷 番地	姜〇〇	〇〇〇〇			1943年12月 9 日	1943年12月15日	1	傷害	懲役四ヶ月、三年間執行猶予	小倉区裁判所検事局
16	591		昌寧郡靈山面 C 五五二番地	呉〇〇	呉本〇〇	1916年 4 月 3 日		1943年 8 月16日	1943年 8 月20日	1	国家総動員法 (価格統制令) 違反	罰金百円	昌寧警察署
17	592		昌寧郡靈山面 E 九四番地	金〇〇	金澤〇〇	1922年 2 月15日		1943年 8 月16日	1943年 8 月20日	1	国家総動員法 (価格統制令) 違反	罰金三十円	昌寧警察署
18	592		昌寧郡靈山面 E 九四番地	金〇〇	金澤〇〇	1922年 2 月15日		1946年 9 月24日	1946年 9 月24日	2	賭博	罰金四百五十円	昌寧治安官審判所

No	継続用紙	住所	本籍	本名	異名	生年月日	職業	判決又ノ判決	確定	処罰度数	罪名	刑名刑期	判決又ノ判決庁名
19	593	昌寧郡靈山面C四五七番地	支那山東省■平壤丁家大川	孫○○		1929年6月12日		1943年6月16日	1943年6月16日	1	国家総動員法（価格統制令）違反	罰金百円	昌寧警察署
20	593	昌寧郡靈山面C四五七番地	支那山東省■平壤丁家大川	孫○○		1929年6月12日		1944年9月14日	1944年9月30日	2	賭博	罰金五十円	密陽裁判所
21	594		昌寧郡靈山面F-〇〇-一-番地	金○○	金澤○○			1943年1月29日	1943年2月2日	1	国家総動員法（価格統制令）違反	罰金二十円	昌寧警察署
22	595		昌寧郡靈山面I五五七番地	辛○○		1920年7月16日		1944年3月15日	1944年4月4日	1	酒税令違反	罰金十円	釜山地方院密陽支庁分局
23	595		昌寧郡靈山面B五八番地	金○○	金田○○	1911年9月28日		1944年2月25日	1944年3月19日	1	失火	罰金五十円	釜山地方院密陽支庁檢察分局
24	596		昌寧郡靈山面D三ノ六	〇〇〇〇		1909年8月17日		1944年3月15日	1944年3月30日	1	酒税令違反	罰金二十円	釜山地方院密陽支庁檢察分局
25	597	釜山府市場町（以下略）	昌寧郡靈山面G一六〇番地	金○○	前川○○	1925年12月26日		1944年5月30日	1944年6月6日	1	窃盗	短期一年、長期三年	釜山地方院検事局長
26	598		昌寧郡靈山面A四八番地	〇〇〇				1944年9月20日	1943年9月24日	1	国家総動員企業許可違反	罰金十円	昌寧警察署長
27	599	北海道札幌市（以下略）	昌寧郡靈山面C六五三番地	新井○○		1920年1月25日		1944年5月26日	1944年5月26日	1	治安維持法違反	懲役一年六ヶ月、三年間執行猶予	札幌地方裁判所
28	600	八幡市（以下略）	昌寧郡靈山面B七一番地	金山○○	金山○○	1909年1月8日		1943年11月12日	1944年3月6日	1	窃盗	懲役十ヶ月	山口区裁判所
29	601	奈良県宇智郡（以下略）	昌寧郡靈山面L一一九九番地	金○○		1908年5月23日	荷車挽	1944年5月2日	1944年5月12日	1	賭博	罰金百円	五條区裁判所
30	602	天津第六区唐山路及順里二六	昌寧郡靈山面B二一一番地	辛○○	竹内○○	1897年5月3日	無職	1944年5月19日	1944年5月20日	1	麻薬取締令違反	罰金二百円	在天津日本帝國総領事館
31	602	天津第六区唐山路及順里二六	昌寧郡靈山面B二一一番地	辛○○	竹内○○	1897年5月3日	無職	1944年10月12日	1944年10月12日	2	麻薬違反	懲役六ヶ月	在天津日本帝國総領事館
32	603	【鳥取県】八頭郡（以下略）	昌寧郡靈山面D九九番地	金澤○○	金澤○○	1913年1月27日	土方祿	1944年6月9日	1944年6月25日	1	食糧管理法飼料配給統制法違反	罰金三十円	鳥取区裁判所
33	604	【愛知県】岡崎市（以下略）	昌寧郡靈山面C四六六番地	徐○○	大城○○	1907年10月18日	豆乳製造	1944年1月21日	1944年3月26日	1	国家総動員法	罰金千五百円	岡崎区裁判所
34	605	昌寧郡靈山面G 番地	昌寧郡靈山面B七六八番地	藤田○○	藤田○○	1907年9月4日	農業	1944年3月25日	1944年4月13日	1	賭博	罰金五十円	釜山地方院密陽支所
35	606		昌寧郡靈山面B七六六番地	宇野○○	宇野○○	1909年11月27日	農業	1944年3月25日	1944年4月13日	1	賭博	罰金百円	釜山地方院密陽支所
36	607		昌寧郡靈山面B二一一番地	竹平○○	竹平○○	1908年11月21日	家畜飼養	1944年4月12日	1944年4月20日	1	国家総動員法 価格統制令違反	罰金四百円	釜山地方院密陽支所
37	608		昌寧郡靈山面B二二八番地	東平○○	東平○○	1915年9月6日	鹿子絞業	1944年3月25日	1944年4月20日	1	賭博	罰金百円	釜山地方院密陽支所
38	609		昌寧郡靈山面B七〇番地	金○○	金田○	1908年8月23日	農業	1944年3月25日	1944年4月13日	1	賭博	罰金二百円	釜山地方院密陽支所
39	609		昌寧郡靈山面B七〇番地	金○○	金田○	1908年8月23日	農業	1947年11月29日	1947年12月20日	2	中央食糧規則■第五号違反	罰金三十円	密陽支所
40	610		昌寧郡靈山面D九〇番地	木村○○	李○○	1890年9月26日	無職	1944年4月12日	1944年4月28日	1	国家総動員法価格統制令違反	罰金二百円	釜山地方院密陽支所

No	継続用紙	住所	本籍	本名	異名	生年月日	職業	判決又へ判決	確定	起刑度数	罪名	刑名刑期	判決又へ判決庁名
41	611		昌寧郡靈山面 A 番地	原村○○	原村○○	1889年11月20日	農業	1944年5月18日	1944年5月29日	1	森林令違反	罰金三十円	
42	612		昌寧郡靈山面 A 一二一番地	東原○○	東原○○	1920年9月9日	農業	1944年5月17日	1944年5月29日	1	森林令違反	罰金四十円	釜山地方法院密陽支所 検事分局
43	613		昌寧郡靈山面 A 番地	石本○○	石本○○	1913年11月15日	農業	1944年5月18日	1944年5月28日	1	森林令違反	罰金四十円	釜山地方法院密陽支所 検事分局
44	614	昌寧郡靈山面丁六二二番地	昌寧郡靈山面 D 七五番地	【判決不可】	木村○○	1908年6月18日	反物商	1944年6月9日	1944年6月9日	1	窃盗	懲役八ヶ月、留日 八十九日	釜山地方法院検事局
45	615		昌寧郡靈山面 B 一六五番地	【判決不可】	金田○○	1894年9月16日		1944年1月21日	1944年1月25日	1	屠場規則違反	罰金五十円	昌寧警察署
46	616		昌寧郡靈山面 E 八一一番地	河本○○	河本○○	1879年12月17日		1944年4月10日	1944年4月14日	1	国家総動員法 令違反 価格統制	罰金二十円	昌寧警察署
47	617		昌寧郡靈山面 D 一二〇番地	原田○○	原田○○	1903年5月23日		1944年4月10日	1944年4月14日	1	国家総動員法【価格】統制 令違反	罰金五十円	昌寧警察署
48	618		昌寧郡靈山面 D 二二番地	東原○○	東原○○	1892年3月3日		1944年4月10日	1944年4月14日	1	国家総動員法 価格統制 令違反	罰金二十円	昌寧警察署
49	619		昌寧郡靈山面 C 四八番地	【判決不可】	新井○○○	1903年10月5日		1944年6月24日	1944年7月10日	1	酒税令違反	罰金八十円	釜山地方法院密陽支所 検事分局
50	620		昌寧郡靈山面 B 二三〇番地	洪○○	洪○○	光武3【1899】年 9月9日		1944年6月24日	1944年7月11日	1	酒税令違反	罰金百二十円	釜山地方法院密陽支所 検事分局
51	621	馬山府 (以下略)	昌寧郡靈山面 C 五五一番地	【判決不可】	陳○○	1910年1月	自動車 運転	1944年6月26日	1944年6月30日	1	賭博	罰金三十円	馬山警察署
52	622		昌寧郡靈山面 C 五一一番地	共田○○		1909年9月5日	焚燬夫	1944年4月8日	1944年4月18日	1	傷害	罰金三十円	
53	623	【判決不可】	昌寧郡靈山面 A 九四ノ二番地	【判決不可】		34才【年齢カ】	農業	1944年4月11日	1944年5月18日	1	森林令違反	罰金二十円	【釜山地方法院】密陽 支所検事分局
54	624	【岡山県】廣庭郡 (以下略)	昌寧郡靈山面 C 二八一番地	金海小		1910年9月30日	土方稼	1944年6月6日	1944年6月26日	1	賭博	罰金二十円	津山区裁判所
55	625	昌寧郡靈山面 C 四七九番地	昌寧郡靈山面 A 二二三番地	【判決不可】		1904年9月29日		1944年9月14日	1944年9月30日	1	賭博	罰金三百円	密陽裁判所
56	626	昌寧郡靈山面 C 四八一番地	昌寧郡靈山面 A 一四一番地	新井		1893年3月4日		1944年9月14日	1944年9月30日	1	賭博	罰金二百円	密陽裁判所
57	627	【判決不可】	昌寧郡靈山面 C 四八番地	【判決不可】		光武2【1888】年 1月12日		1944年9月14日	1944年9月30日	1	賭博	罰金二百円	
58	628	昌寧郡靈山面 D 二三六ノ二番地	昌寧郡靈山面 E 八八番地	【判決不可】		1898年9月9日	日稼	1944年9月14日	1944年10月1日	1	賭博	罰金五十円	密陽裁判所
59	629	奈良県吉野郡 (以下略)	昌寧郡靈山面 E 三番地	【判決不可】		1897年6月5日	絵及版 完業	1944年12月1日	1944年12月13日	1	国家総動員法違反	罰金三百円	五條区裁判所検事局
60	630		昌寧郡靈山面 A 二六番地	【判決不可】		1902年1月12日	農業	1944年10月30日	1944年11月19日	1	酒税令違反	罰金五百円	【釜山地方法院】密陽 検事分局
61	631		昌寧郡靈山面 A 一七五番地	【判決不可】		1897年4月12日		1944年9月27日	1944年10月1日	1	食糧管理令違反	罰金五十円	昌寧警察署
62	632	【神奈川県】横浜中区 (以下略)	昌寧郡靈山面 A 一〇六番地	【判決不可】	幸○○	1914年1月24日		1942年6月1日	1942年6月9日	1	賭博	罰金三十円	横浜裁判検事局

No	継続用紙	住所	本籍	本名	異名	生年月日	職業	判決又ノ判決	確定	処罰度数	罪名	刑名刑期	判決又ノ判決庁名
63	633		昌寧郡靈山面 B 一二三番地	【判読不可】		1906年7月4日		1944年9月12日	1944年9月14日	1	戦時住居侵入戦時強姦	懲役七年	釜山検事局
64	634	【兵庫県】 津名郡 (以下略)	昌寧郡靈山面 D 一七一番地	【判読不可】	成〇〇	1912年1月5日	炭焼夫	1944年4月22日	1944年4月22日	1	国家総動員法違反	懲役一ヶ月	姫路区裁判所
65	635	千葉県館山市 (以下略)	昌寧郡靈山面 I 三八五番地	【判読不可】	重光〇〇	1911年12月10日	土工	1944年9月30日	1944年9月27日	6	賭博	罰金三十円	木更津裁判所
66	636		昌寧郡靈山面 A 四三番地	【判読不可】	新井〇〇〇	1911年9月19日		1944年11月29日	1944年12月17日	1	賭博	罰金五十円	【釜山地方法院】 密陽支所検事分局
67	637		昌寧郡靈山面 A 一五七番地	【判読不可】	益城〇〇	1901年2月9日	農業	1944年11月29日	1944年12月14日	1	酒税令違反	罰金二百円	【釜山地方法院】 密陽支所検事分局
68	638		昌寧郡靈山面 F 七二三	【判読不可】	朴山〇〇	1912年12月13日	土方稼	1944年7月29日	1944年8月11日	1	賭博	罰金三十円	松江区裁判局
69	639		昌寧郡靈山面 L 四二一番地	【判読不可】	金山〇〇	1921年8月15日	無職	1944年8月8日	1944年8月15日	1	戦時強姦	懲役一年六ヶ月	大阪区裁判検事局
70	640		昌寧郡靈山面 G 一六〇番地	田中〇〇〇	晋〇△	1911年4月15日		1944年11月20日	1944年11月30日	2		罰金百円	松本区裁判検事局
71	641		昌寧郡靈山面 G 一六〇番地	田中〇〇	晋〇▲	1903年8月9日		1944年11月20日	1944年11月20日	1	賭博	罰金百円	松本区裁判検事局
72	642		昌寧郡靈山面 H 六三六番地	【判読不可】	前川〇〇	1889年7月6日	農業	1944年11月29日	1944年12月18日	1	酒税令違反	罰金百円	【釜山地方法院】 密陽裁判検事分局
73	643	広島県安芸郡 (以下略)	昌寧郡靈山面 D 二二番地	【判読不可】		1913年7月6日		1944年12月28日	1945年1月24日	1	賭博	罰金五十円	広島区裁判所
74	644	和歌山県那賀郡 (以下略)	昌寧郡靈山面 F 九七番地	【判読不可】		1914年1月11日		1944年12月18日	1945年1月7日	1	食糧管理法違反	罰金百円	和歌山区裁判所
75	644	【韓国に属したであろう】	昌寧郡靈山面 F 九七番地	【判読不可】		1914年1月11日		68年4月30日	68年6月9日	2	【ハングル】	罰金10,000 ¥	釜山地方召巻局【検事局カ】
76	645	樺太恵須取郡 (以下略)	昌寧郡靈山面 C 五〇番地	【判読不可】		1920年10月15日		1945年3月4日	1945年4月14日	1	賭博	罰金百円	真岡区裁判所
77	646	昌寧郡靈山面 C 四七九番地	昌寧郡靈山面 A 二二三番地	木村〇〇		1904年9月29日		1945年2月28日	1945年3月2日	1	国家総動員法 (国民徴用令) 違反	懲役十ヶ月	密陽支庁検事分局
78	647	昌寧郡靈山面 F 三六一番地	昌寧郡靈山面 D 二七〇番地	金	【判読不可】	1904年10月10日		1945年2月28日	1945年3月2日	1	国家総動員法 (国民徴用令) 違反	懲役十ヶ月	密陽支庁検事分局
79	648		昌寧郡靈山面 A 一二七番地	金	【判読不可】	1919年1月10日		1944年11月25日	1944年12月12日	1	賭博	罰金五十円	和歌山区裁判所検事局
80	649	【富山県】 中新川郡 (以下略)	昌寧郡靈山面 B 六四番地	【判読不可】		1914年1月18日		1945年2月16日	1945年2月28日	1	賭博	罰金八十円	富山区裁判所検事局
81	650	昌寧郡靈山面 C 四九三番地	昌寧郡靈山面 D 三八番地	大川〇〇		1912年8月1日	農業	1945年3月19日	1945年3月23日	1	賭博	罰金百円	昌寧警察署
82	651		昌寧郡靈山面 F 九〇四番地	【判読不可】		1905年4月8日	魚類小売商	1945年2月20日	1945年2月24日	1	国家総動員法違反	罰金五十円	昌寧警察署
83	652	昌寧郡靈山面 A 一四五番地	昌寧郡靈山面 E 五一番地	【判読不可】		1916年9月28日	農業	1945年2月9日	1945年2月13日	1	賭博	罰金五十円	昌寧警察署
84	653		昌寧郡靈山面 A 二三六番地	【判読不可】		1922年6月14日		1945年2月9日	1945年2月13日	1	賭博	罰金百円	昌寧警察署

No	継続用紙	住所	本籍	本名	異名	生年月日	職業	判決又は判決	確定	起刑度数	罪名	刑名刑期	判決又は判決庁名
85	654		昌寧郡靈山面 E 八一番地	【判読不可】		1924年5月11日	牛車挽業	1945年2月9日	1945年2月13日	1	賭博	罰金五十円	昌寧警察署
86	655		昌寧郡靈山面 A 二二六番地	【判読不可】		1925年2月24日	農業	1945年2月9日	1945年2月13日	1	賭博	罰金五十円	昌寧警察署
87	656	京城府東大門区 (以下略)	昌寧郡靈山面 E 三九番地	【判読不可】		1893年9月4日		1944年11月27日	1944年11月27日	1	公私文書隠造行使詐欺暴行行為	懲役一年六ヶ月	京城地方法院検事局
88	657	昌寧郡昌寧面 K 五二番地	昌寧郡靈山面 D 七五番地	【判読不可】		1922年3月23日		1945年5月5日	1945年5月7日	1	戦時住居侵入戦時窃盗	懲役三年	釜山地方法院密陽支庁
89	658	昌寧郡靈山面 E 五五番地	昌寧郡靈山面 C 五四一番地	【判読不可】		1896年6月13日		1945年1月27日	1945年3月15日	1	酒税令違反	罰金二百円	釜山地方法院密陽支庁
90	659		昌寧郡靈山面 B 二三〇番地	【判読不可】		1870年10月23日	農業	1945年1月27日	1945年2月14日	1	酒税令違反	罰金百円	釜山地方法院密陽検事局
91	660	昌寧郡靈山面 C 五一五番地	昌寧郡靈山面 C 五二五番地	【判読不可】		開国48(1889)年1月13日	商業	1945年3月22日	1945年4月5日	1	国家総動員法違反	罰金十円	釜山地方法院密陽検事局
92	661		昌寧郡靈山面 L 一三三七番地	【判読不可】		1901年1月17日	農業	1945年5月31日	1945年6月11日	1	国家総動員法違反	懲役十ヶ月	釜山地方法院密陽検事局
93	662		昌寧郡靈山面 D 八五番地	【判読不可】	権〇〇	1921年2月27日		1945年5月9日	1945年5月12日	1	国家総動員法価格等統制令違反	懲役一ヶ月	清津法院密陽支庁検事局
94	663		昌寧郡靈山面 B 七一一番地	【判読不可】	〇〇	1909年1月8日		1945年1月5日	1945年1月5日	1	窃盗	懲役十ヶ月	山口区裁判検事局
95	664		昌寧郡靈山面 L 四六四番地	【判読不可】				1945年7月11日	1945年7月13日	1	国家総動員法(国民労働員)違反	懲役十ヶ月	【釜山地方法院】密陽支庁検事分局
96	665	【愛知県】豊橋市 (以下略)	昌寧郡靈山面 B 二二二番地	市川〇〇	義〇〇	1912年1月14日	工員	1945年2月20日	1945年2月26日	1	国家総動員法違反	罰金二千五百円	豊橋区裁判所検事局
97	665	【愛知県】豊橋市 (以下略)	昌寧郡靈山面 B 二二二番地	市川〇〇	義〇〇	1912年1月14日	工員	68年4月15日	68年4月24日	2	【インテリ】	【罰金貳万ウソソカ】	【大邱地方検事局】
98	666	昌寧郡昌寧面 K 五二番地	昌寧郡靈山面 D 七五番地	【判読不可】		1922年3月22日	雇人	1945年5月5日	1945年5月7日	1	戦時住居侵入、戦時窃盗	懲役三年	【釜山地方法院】密陽支庁検事分局
99	667		昌寧郡靈山面 H 三九三番地	【判読不可】		1925年10月10日	農業	1945年7月11日	1945年7月13日	1	国家総動員法(国民労働員)違反	懲役十ヶ月	【釜山地方法院】密陽支庁検事分局
100	668		昌寧郡靈山面 E 八五番地	【判読不可】		1923年5月30日		康徳11(1944)年6月22日	康徳11(1944)年6月22日	1	窃盗	懲役一年六ヶ月	遼陽区検察庁
101	669		昌寧郡靈山面 G 四九四番地	晋山【判読不可】		1916年10月6日	土工	1945年6月29日	1945年7月11日	1	賭博	罰金百円	陽町区裁判検事局

註1：空欄は記述なし。

註2：靈山面の次の、里を示す住所表記の域内里、校里などにアルファベット (A、B、C……) を割り振った。

註3：判読不可は黒い太線のため読めず。

註4：○△■は筆者による。【 】と()の補足は筆者による。太字は筆者による。

註5：年月日は西暦を用いた。

註6：■は判読不可。

(1) 拙論「元徴用工の事実検証で真実を明らかに——日韓関係改善のために韓国政府は調査を」(『日本時事評論』、二〇二二年十一月四日、二〇〇三号、ネットからダウンロード可)。

記録管理学会、『ニュースレター』一〇四号、ホットトピックス、「海外アーカイブ訪問記・釜山の国立日帝強制動員歴史館「犯罪人名簿」(霊山面)、二二―一三頁。拙論「裁判で歴史事実を認定できるのか——詐欺的誘惑や過酷な労働実態は事実ですか」(大阪経済大学日本経済史研究所『歴史からみた経済と社会』、思文閣出版、二〇二三年) 六四三―六六六頁。特に六四三頁、六五九頁を参照されたい。

(2) 北海道の土木作業員の新聞掲載写真を強制動員で酷使されている朝鮮人労働者として、入口の最初のパネル写真で展示していた。現在取り外されている。この写真図4は強制労働の写真として教科書にも使われていた。

韓国史事典編纂会・金容権『朝鮮韓国近現代史事典』(日本評論社、二〇〇二年、二三三頁)の「強制連行・徴用」の中で過酷な労働の証拠として掲げられている(図4)。

(3) 前掲「元徴用工の事実検証で真実を明らかに——日韓関係改善のために韓国政府は調査を」四頁を参照されたい。

(4) 戦後に帰鮮後の賭博の罰金である一九四六年九月二四日の四五〇円は戦時中ではないので、除外した。科料一〇円を表に罰金として入れたが、「罰金」としては二〇円が最も低い額である。

(5) 司法省「内地に於ける朝鮮人と其犯罪に就て 昭和二年」(在日朝鮮人関係資料集成 第一巻、朴慶植編、三一書房、一九七五年、二七八頁)。朝鮮での犯罪に関しては一九二八(昭和三)年に刊行された『朝鮮の犯罪と環境』(朝鮮総督府、調査資料第二十三輯)に詳しい統計がある。一六頁、七

Japanese occupation mean?
일제 강점기란 일본 제국주의가 아시아·태평양 지역에서 침략전쟁을 벌이기 위해 실행한 인력·물적·통화 및 자금통제를 말한다. 강제동원은 당시 일제가 지배한 거의 모든 지역에서 자행되었다.
본국적인 강제동원은 일제가 1937년 중·일전쟁을 일으킨 다음해 1938년 국가총동원법을 만들면서 제정되었다. 국가총동원법은 의회의 동의 없이 일본 본토와 식민지, 광범지 등 모든 지배 지역의 사람과 물자, 자금을 전쟁에 총동원하기 위해 일본 정부에 광범위한 권한을 위임한 전시통제의 기본법이다. 일제는 국가총동원법을 모법으로 국민징용령 등 각종 강제동원 관련 법령을 제정·시행하였다.
Forced mobilization under Japanese occupation refers to the total control of human, material and financial resources by the Japanese Empire in order to wage a war in the Asian Pacific. Forced mobilization occurred in almost all areas that were ruled by the Japanese.
Mobilization was regularized in 1938 when the National Mobilization Act was passed after the Sino-Japanese War in 1937. Under the National Mobilization Act, a variety of ordinances including drafting were written into law and exercised.

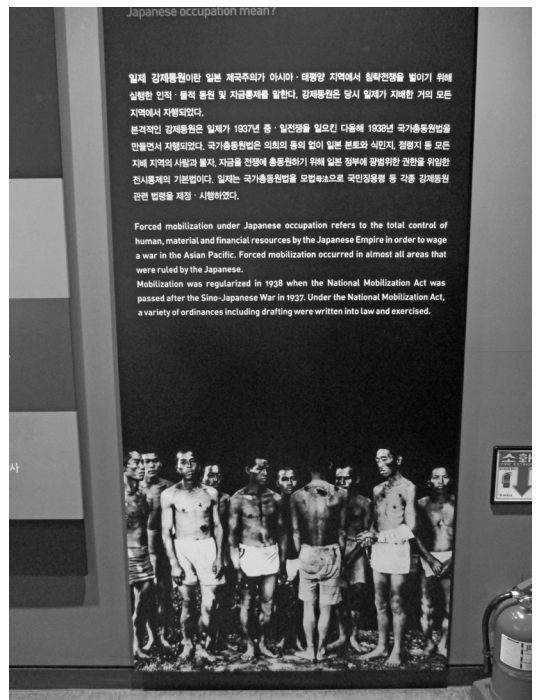


図4 取り外された展示 (大正時代の北海道の土木作業員、Japanese occupation mean?、2016年12月19日撮影)

○頁に賭博の記述がある。また法務資料第三三一号、法務大臣官房調査課『本邦戦時・戦後の犯罪現象(第一編)』(昭和二十九年三月)の中に「外国人(特に朝鮮人)の犯罪」(高橋正己)の中で「戦後の朝鮮人の犯罪」について統計データを掲げて、論じられている。本稿では取り上げないが、随所に鋭い考察がなされている。ぜひ読者諸兄は一度目を通されたい。

(6) 一九四四年十一月二十日の罪名が空欄の長野県松本市の一件は、本籍が同じであるから、晋○▲と晋○△が兄弟で揃って賭博で判決を受けたとして、「賭博」に入れた。

(7) 本籍地に送られているはずであるが、住所欄には本籍地であろう昌寧郡と判子が押されている。継続用紙番号五九三の孫○○は一回目が一九四三年六月十六日に国家総動員法(価格統制令)違反という罪名で昌寧警察署において判決を受け、翌年九月十四日に賭博という罪名で密陽裁判所にお

いて罰金五〇円を科されている。本籍地の山東省の住所であるが、インターネットで文字を組み合わせて検索したが、住所を特定できなかった。

(8) 弟が晋〇△で、用紙番号五八四と用紙番号六四〇に記載されている。兄が晋〇▲で、兄弟の本籍は昌寧郡靈山面〇〇一六〇番地である。兄弟揃って賭博罪で検挙されたのであろう。

(9) 北海道帝国大学の新井〇〇の略歴は以下の通りである。北海道大学文書館の資料からわかることは以下の通り。

(一) 予科…予科(理類)に一九四二年四月入学(一九四四年五月一二日付け無期停学、同年五月二五日付け停学解除)卒業不詳

(二) 理学部…理学部化学科に一九四五年四月入学卒業不詳